

監 査 報 告 書

令和4年5月28日

学校法人広島文化学園
理事会御中
(評議員会御中)

監事 福永 宏



監事 水野 秀平



監事 杉浦 正和



私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人広島文化学園寄附行為第17条の規定に基づき、学校法人広島文化学園の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日）の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

私たちは、監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、また、関係の皆様との意思の疎通を図り、さらに暁和監査法人による私立学校振興助成法に基づく監査に立会うなど、本学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行の状況についての意見を述べるにあたり必要と認めた監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上